

弘前大学大学院理工学研究科博士後期課程 学位論文に関する申合せ

平成16年 4月21日博士後期課程委員会
平成21年 2月18日博士後期課程委員会
平成24年11月21日博士後期課程委員会
平成27年 3月18日博士後期課程委員会
令和元年12月18日博士後期課程委員会

I 参考論文について

- 1 「弘前大学学位規則理工学研究科博士後期課程学位論文審査等に関する細則」の参考論文は以下の通りとする。
 - 《課程博士》 査読のある学術雑誌等に掲載されたあるいは掲載が決定した論文2編。そのうち1編は、後期課程在籍中に投稿した第一著者相当論文とする。
 - 《論文博士》 査読のある学術雑誌等に掲載されたあるいは掲載が決定した論文5編。そのうち3編は第一著者相当論文とする。ただし、本研究科を単位取得満期退学した者で、退学時から3年以内に審査（本審査）を申請した場合は、課程博士の参考論文の規程を適用する。
- 2 参考論文が外国語の場合には、英語である場合を除き日本語または英語の要旨を添付すること。

II 指導教員や審査委員等について

- 1 「課程博士」の主旨導教員について
「研究指導教員」で、かつ当該院生の標準修業年限期間は博士後期課程担当教員である者。
- 2 「論文博士」の担当教員について
「研究指導教員」で、かつ予備審査の申請から1年間は博士後期課程担当教員である者。
- 3 予備審査委員について
本研究科に所属する委員長と委員は予備審査終了まで博士後期課程担当教員である者。
委員長は「研究指導教員」である者
- 4 審査委員について
本研究科に所属する主査と委員は審査終了まで博士後期課程担当教員である者。
主査は「研究指導教員」である者

III 学位論文及び審査関連について

- 1 学位論文は日本語又は英語で書かれたもので、自己完結の論文とする。
- 2 予備審査、審査、公聴会は原則として日本語又は英語で行う。
- 3 予備審査委員及び審査委員は、下記の評価項目等により学位論文を総合的に評価する。
 - ・未解明の高度な研究課題に取り組んでいるか。
 - ・研究計画、方法が適切であるか。
 - ・3年間の標準課程に照らして十分な実験、調査が行われたか。
 - ・研究結果について適切な考察がなされているか。
 - ・論文が論理的かつ明快に記述されているか。
 - ・最終試験における発表及び質疑応答が論理的かつ明快に行われたか。

4 弘前大学学位規則理工学研究科博士後期課程細則第34条第3項の外国語に関しては、英語2種類の筆答試験を行う。

IV その他

- 1 この申合せに定めるもののほか、運用に関し必要な事項は博士後期課程委員会が別に定める。
- 2 この申合せの改廃は後期課程委員会の議を経て行う。

附 記

- ・この申し合わせは、平成25年4月1日から実施する。
- ・この申し合わせは、平成27年3月18日から実施する。
- ・この申し合わせは、令和2年4月1日から実施する。